

教団新編公先参拜の中止

自民党議員・首領の要請

No. 352

# 全ヤ

10/89

ルンビニー園復興にご協力を



菩提樹の根が侵蝕し、崩壊の一途をたどるマヤ堂

全日本仏教会

# 靖国神社公式参拝の中止

## 自民党総裁・首相に要請

去る八月四日、野生司社会部長は、自由民主党本部を訪ね、宇野宗佑自由民主党総裁・内閣総理大臣(当時)あての「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」を提出した。

これは、本会が過去八回にわたり「靖国神社法案」、「靖国神社公式参拝」に反対の声明を発表してきた経緯をふまえて、

信教の自由に関する委員会(浅野秀慶委員長)が、理事長に答申したものである。  
**首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請**

本会は、過去八回に亘り、「靖国神社法案」、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に対して、反対の意志表明を行ってきました。

現在の靖国神社が、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を神霊として祀る神社であり、純然たる宗教施設であることは明白であります。

従いまして、一宗教団体である靖国神社に首相及び閣僚が公式参拝することは、どのような形式をとりましても、憲法に定める「信教の自由」、「政教分離の原則」に背反することは疑いの余地がありません。

私達は、これら憲法の規定こそ、今日

の平和な日本の礎となっていることを、もう一度思い起こしたいと思えます。

戦没者の追悼は、各御遺族がそれぞれに真実と仰ぐ宗教によってなされるべきものでありましょう。

本年も、まもなく「戦没者を追悼し平和を祈念する日」がやってまいります、

首相及び閣僚が、靖国神社への公社参拝を行わないよう、強く要請いたすものがあります。

一九八九年八月

財団法人全日本仏教会

理事長 野口 善雄

内閣総理大臣

自由民主党総裁

宇野 宗佑 殿

## 自民党政務調査会へ

## 税制改正で要望書

税制改革へ向けて、国会審議が進む中で、本会は九月二十九日付で、左記の「要望書」を自由民主党政務調査会あてに提出した。これは去る九月十四日の本会税務委員会が検討され、野口理事長名で出されたものである。

〔要 望 書〕

平成二年度税制改正の審議にあたり、本会は左記の点を強く要望致します。

〔要望事項〕

(一) 公益法人の預貯金等より生ずる

果実に対する非課税制度の堅持

(二) 公益法人の営む収益事業の範囲

の不拡大

(三) 公益法人の営む収益事業に対する法人税率の引き下げ

〔理 由〕

宗教法人が本来、人心の安定をはかり、教育、文化、社会福祉、その他公益の増進に寄与することは、宗教が人間の心の救いの構造として存在する以上、当然の帰結でございます。

宗教法人法第六条をまつまでもなく、宗教法人が営む収益事業は、本来営利を目的としたものではなく、宗教活動を円

滑ならしめるためのものでございます。しかるに、宗教法人への課税強化は、その活動を縮小させ、宗教のもたらす精神文化の高揚に著しい支障をきたすと共に、宗教そのものの存在すら危うくすることにもなりかねません。

もとより、国家財政に協力することは、宗教法人として当然のことでございますが、「税制改正」の名のもとに、国家権力が憲法に保障されている「信教の自由」、「政教分離」の原則を脅かすことを懸念するものであり、このような税制改正には、宗教者として絶対に容認できるものではないと思えます。

宗教法人の特性及び歴史的慣習を十分斟酌され、ご審議下さいますようお願い申し上げます。

日本の心を伝える



寺院内陣莊蔵・仏具納骨堂工事

はせがわ

西日本本部 / 福岡市博多区博多駅前日生ビル ☎092(472)1621(代)

東京本部 / 東京都中央区銀座共同ビル新銀座 ☎03(541)3891(代)

寺院専門工場 神長谷川仏具工事 / 直方市大字中東明日香台 ☎09492(4)7211(代)

# 「お寺と消費税」

## 長谷川正浩氏の講演から

昨年末の臨時国会で、税制改革関連六法案が成立したことに伴い、新たに間接税として「消費税」が創設された。本誌の「法律相談室」で、これまで二回（八十九年一月、三月号）にわたり、本会顧問弁護士の長谷川正浩氏に、この「消費税」を取り上げていただいた。

本年四月一日より実施されてから、半年を経た新税について、六月に福岡県で開催された「宗教学者セミナー」（主催・福岡県仏教連合会、後援・全日本仏教会、山一証券株式会社）で、「お寺と消費税」をテーマに行なわれた講演の記録から、その仕組や寺院との関係をみていきたい。



長谷川正浩本会顧問弁護士

### 1、消費税とは

「消費税とは物やサービスの提供を受けるといった事実にかかる間接税」と消費税は定義されます。

所得税とか法人税といった、われわれが今まで付き合ってきた主な税金は、ほとんど直接税というものです。

消費税は間接税です。

納税義務者と、最終的な税金の負担者が、一致する税金を直接税といいます。

納税義務者と最終的な税金の負担者が、異なるものが間接税です。

納税義務者と、最終的な税金の負担者が、一致するものという、所得税とか法人税です。これは所得のある人は、所得税を払うわけですが、この所得税の納税義務者は、まずその所得のあった人です。その所得のあった人が自分の財布から出す、最終的に税金を負担する人も所得のあった人でありますから、国に納税義務を負っている人と、最終的な負担者が一緒というわけです。

所得税とか法人税とか、あるいは不動産を買った時に発生する不動産取得税と

—(1)—

か、あるいは登記をする時印紙を貼りますが、こういったのは、みな直接税というものです。

間接税というのは、消費税が典型的なものであります。

例えば、文房具屋さんですと、文房具を売ります。3%の消費税がかかってくるわけでありますが、納税義務者は文房具屋さんになるわけです。ところが最終的に税金を負担する人は消費者で、文房具の値段の中に税金の分だけ上乗せされて、最終的な負担は、文房具を買った消費者が負担する納税義務を負っているのは、文房具屋さんというものです。

ここからいろいろな問題が、今発生しているようです。本当に3%の上乗せされたものが、国家のほうまで行くのかどうかということなどが、議論されているわけです。

### 2、消費者としての寺院

消費者としての寺院、お寺も文房具屋へ行つて、鉛筆を買ったり、万年筆を買ったりして、事務を執るわけです。あるいは、檀信徒や門徒さんがいらつしやうた時には、お菓子を買ってきて接待をする。そのお菓子や文房具の中には、消費税の分だけ値上げされております。ですから、予算は昨年度よりも、大きっぱに言つて三%程度上げておきますと、昨年並みの活動ができないということです。ところがお店屋さんの中には、「消費分は自分のところで負担しますから、

値上げしませんよ」というお店もあれば、あるいは飛行機代とかJRのグリーン券などは、安くなつていたりとかいうような問題もありますので、全般的に言いますと、3%も予算をかき上げしておかなくてもいいかもしれません。

しかし、若干のかき上げをしておきますと、昨年度と同じような宗教活動、その他の活動ができないとこういうことになるわけです。

### 3、納税義務者としての寺院

一番われわれが興味がありますのは、納税義務者としての寺院ということであり、これは納税義務を果たしませんと、法人税とか所得税と同じように、延滞税等がついてまいりますから、この点はわれわれが一番関心を持つところ、消費税は、消費に広く薄く負担を求め、この税の対象は、

(1)資産の譲渡、資産の貸付及び役務の提供であること

(2)国内において行うものであること

(3)事業者が事業として行うものであること

(4)対価を得て行うものであること

この四つの要件を具備しているものにかつてまいります。この四つの要件を具備しておりまして、例えば不動産の売買とか、あるいは有価証券の売買といったようなものは、法律で除かれております。

特にこの四つの要件を宗教法人といたしましては、よく吟味しておく必要がございます。

# 同和推進十年の歩み

(5)

真言宗豊山派 総務部長 鳥居慎譽

真言宗豊山派が宗派として「同和問題」に取り組むようになったのは、ち

よど一〇年前の「町田発言事件」をきっかけとして、部落解放同盟との事実確認会や、糾弾会への出席、各教団への質問状に対する回答書の作成から始まった。これまで差別問題に取り組んだことがなく、当初は何が差別であり、何を指摘されているのかも理解できなかった状態であった。その後、本宗派寺院においての差別文書の事実が判明し、その取り組みを進める中において差別が何であるかを学んでいった。それとともに、差別戒名や差別図書などの事実がつきつきと判明し、自教団の差別体質を認めるにいたり、宗祖の精神に立ち返り、本来の教団活動を展開するための内省と啓発活動に取り組む始めた。

一九八一年（昭和五六年）同和推進委員会規則を制定し、教学関係者、宗会、支所行政関係者、同和推進経験者で構成した。取り纏めの窓口として秘書課をあて、各部はそれぞれの役務の問題に取り組む、教団あげた組織とした。委員会はさらに企画班・資料収集班・調査研究班・文書広報班の四つの

班にわけられている。

企画班は、差別墓石の調査と改正作業、制度の点検、研修会の企画立案をする。担当は総務部。資料収集班は、情報の収集整理と記録、図書・視聴覚教材の購入管理及び利用の喚起をする。担当は財務部。調査研究班は、教学、經典上の問題点の調査検討と整理。出版物の点検をする。担当は教務部。文書広報班は、啓発教材（同和問題の核心を求めて）の出版、宗報等機関誌における啓発記事の掲載をする。担当は教化部。

## 教学上の差別問題

これまでに指摘された真言宗の教学上の問題点、『三和讃』、『理趣経回向文』、『性霊集』などについては、宗内研究機関において研究を進めている。同時に真言宗各派総大本山会においても研究を進めている。

当初、各山必ずしも同一歩調とは言えず、文言上の問題としてしか捕らえられない教団もいた。字句の改訂をすることにによって問題の解決を図ろうとしていた。教学上の問題点はそこに流れる思想

や、歴史的背景、現在のどのように理解しているか、その表現で誤解を生じてないか、真言宗の教学上他の部分との関係など多岐にわた

り、相当の掘り下げた研究をしたうえで取り組みが必要である。また、真言宗各派に共通した問題である以上一派だけで、勝手に改訂してすませられるものではないであろう。

今日、全日仏同和推進十年の歩みと共に問題の本質を理解し、正しい取り組みがなされるようになってきたと思える。このような取り組みは自派の教の近代化、現代化が進められ、宗団の近代化、活性化にもつながるものとなってきている。

## 平等供養塔

この世では救われることのなかった被差別の人達がせめてあの世において解放されたいという切実な願いを無残にも打ち砕いた差別戒名。これは人間の尊厳の絶対性、平等性を説いた宗祖の教えに反するものであり、本宗派の差別の歴史を示すものである。現在においても身元調査に利用され、差別の温床ともなっている。

これを容認してきたことに對し、厳しい反省をすると共に、差別墓石等の改正作業を可及的、速やかにすすめて

本来、戒名は仏道修行をしている証であり、墓石は成仏の象徴としての五輪塔で礼拝の対象となっている。戒名を墓石に刻むことによって故人の供養をされている。その戒名に差別の意味が含まれては供養の意味に反していることになる。これまで供養を重ねてこられた当該の施主の方と話し合いを重ね、宗教感情やその地域の事情を考慮した上で、新たな戒名を授号し、墓石の改正作業をすすめている。

この責任を明らかにし、かつ懺悔立誓して、かかる諸精霊の追善供養のために総本山長谷寺に「平等供養塔」を建立し、役職員揃っての供養をしている。

## 「基本法」制定運動

「基本法」の制定運動には、全国行進、中央行動、各省交渉などに参加、署名運動を展開するなどして、「基本法」制定の必要を学ぶと共に、推進をしてきた。署名運動では、「人種差別撤廃条約」と「国際人権規約」の完全批准を求める署名運動にも参加したが、宗内隔々までの活動参加が感じられ、宗内の活性化にもつながる成果があった。政治思想との拘わりもあり難しい点も当然あったが、「基本法」の必要性の理解が進むとともに協力が得られるようになった。

このような法律制定運動に参加した経験がなかったため、貴重な体験ができたことも一つの収穫であった。

# 同和推進十年の歩み

(6)

真宗大谷派同和推進本部  
 事務局長 相良晴美

相良晴美

真宗大谷派は、本年四月、五月の二回の部落解放同盟による「真宗大谷派糾弾会」をうけ、そのことをぬいて同和推進十年の歩みを語ることはできない。この「糾弾会」に関する回答書（一九八九年八月五日付）の内容をもつて当派の歩みをふりかえつて見たいと思います。

この「糾弾会」の契機となった全推協叢書『同朋社会の顕現』差別事件は単に突発的なものではなく、殊に二十年前の難波別院輪番差別事件以後の教団の歩みの中にその背景を有していると思われる。この事件の糾弾によって気づかされたことは、その事件が決して一個人の思想・言動によるのではなく、教団の長い差別の歴史と現にもつ差別性が個人に露呈したものであります。つまり自己変革すべきは輪番一人のみではなく、むしろこのような一人の差別者を生み出した教団自体こそ、真の教団へと自己変革すべきであることが知られました。部落解放同盟への第二回の回答書（一九六九年十月二十八日付）はそのことを表白したものであります。

しかし、それ以後二十年の経過の中で、この認識は教団の中に定着したとは言えず、またその努力も不十分な点が多かつたことが反省されます。

わが教団は、宗祖七百回御遠忌を期して、既に二十五年以上にわたり同朋会運動を推進してまいりました。この信仰運動は、形骸化した教団から宗祖親鸞の教法に立つ教団への信仰回復の運動でありました。そしてそれは当然真宗の教えのもとで人間の平等性をめざすものであり、共に宗祖の教えを聞いていこうという方向性をもつたものであります。その後、教団内部にいわゆる「教団問題」がひき起こされ、混乱した状況が時を同じくしておこつてまいりました。

そのような流れの中で形の上では「同和部」の設置（一九七一年）や各教区に「同和協議会」の設置（一九七二年）等の施策が行われましたが、それは内実を伴うものでなく、第二回の回答書における基本的姿勢が見失われたのであります。その後、一九七七年には同和部を発展的解消して、「同和推進本部」を設置、部落問題学習テキスト「仏の名のもとに」の発行、各種研修会等の中に部落問題に関する学習がすすめられるようになったのであります。またわが教団においては、一九八一年に「宗憲」を改正し、漸くにして寺格制度を宗憲の条文から除外する

ことや門徒の宗政参加などが実現したのであります。

この「真宗大谷派宗憲」の基本的精神を述べる「前文」において、大谷派教団は宗祖の精神を回復し、存立の意義を現代にあらわし、「同朋社会の顕現」に努めることを謳いました。即ち、私どもの教団の基本的姿勢と方向を明示したのであります。

しかしながら、その後教団内に次々と差別事件、差別事象が露呈してまいりました。

一九八三年には、鹿兒島別院保管の過去帳から差別法名「釈尼柄陀」が発見され、一九八四年には教学者による差別発言等相次いで数件の事件、事象が惹起してまいりました。

その間、教団の取り組みとしては、差別法名の調査・身元調査拒否運動（過去帳閲覧禁止の指導）・部落解放基本法制定要求国民運動、そして「国際人権規約の完全批准を求める運動」についても「同宗連」あるいは関係団体と協力して署名活動等展開してまいりました。しかし、そういう中で全推協叢書『同朋社会の顕現』差別事件が惹起したのであります。

これらの事件・事象の表面化は、一面には難波別院輪番差別事件以降の不十分ながら「同和」問題の学習が教団に進展したことによって、差別を見抜く眼をもった者が生まれてきた結果であると思われま

しかしながら、これらの事件、事象の露呈の示すものは、難波別院輪番差別事件の意味するものを、今ひとつ徹底して明らかにできなかったことによるものと考えられます。その意味で今回の「真宗大谷派糾弾会」の契機となったこの差別事件は大谷派における「同和」運動のかかえる課題を浮き彫りにさせたものであるといえます。すなわち、私どもの教団が、いくたびかの糾弾を機に「回答」してきたことが、宗門一致したうけとめになつていなかったこと、内実化されないままに観念化していたことが露呈したのであります。

今後のわが教団の「同和」運動の基本は①差別の実態と差別の原因を明確に認識し、自らが差別者であることの懺悔に立つて、差別体質の変革を自らの課題とするものである②差別の歴史と現実を直視し、糾弾によって提起された課題を実践していくことがそのまま親鸞聖人の教えを具現化するものである③その運動は真宗の教えによる人間解放の運動である。ということを確認し、教団内に徹底させ、部落解放運動に対する予断と偏見をなくすことに尽力していくことと同時に、「宗務審議会宗務特別委員会答申」（一九八七年三月三十一日付）の精神と内容を尊重していくことを基本方針として、今後具体的に取り組んでいくことを確認している。

# 永代供養の「生前予約制度」

## 専用の納骨堂を建立

### 東京台東区の宝蔵院



「永代供養廟」の正面

納骨堂を建立し

て、永代供養の「生前予約制度」を始めた寺院がある。時代を先取りした画期的なアイデアであり、マスコミ等の注目も集めているので、特にご紹介させてい

ただく事にした。

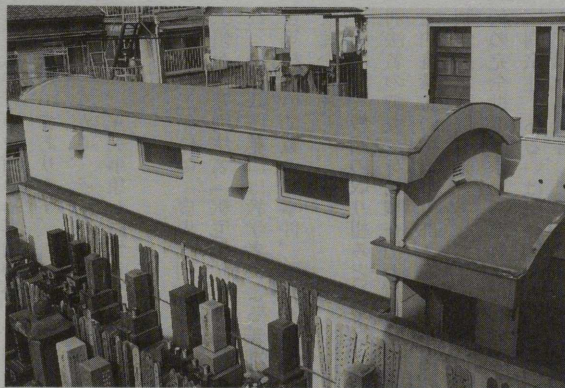
この新しい事業を始めたのは、真言宗豊山派宝蔵院（東京都台東区清川）のご住職、石井栄城師（五十一歳）。

石井師によれば、宝蔵院は代々、米沢上杉家藩主の位牌を護る位牌寺だったが、所在地である浅草地区は、隣接する深川地区と共に、関東大震災後の区割整理により、特設墓地への変更を指導されたため、改葬時には大変なご苦労があったとの事である。

このたび納骨堂を始めたいきっかけは、境内に新墓地が完成し、従来あった檀信徒用の仮安置納骨堂が必要無くなったため、このお堂を全面的に改装し「永代供養廟」として、広くお墓の無い人たちに利用していただいていたどうか、と云うアイデアを思いついた事による。

「永代供養廟」はコンクリート造り、建て坪が五坪の細長いお堂で、礼拝室と納骨室に分かれており、廟内に安置された聖観音像の台座に、納骨時に俗名を刻み、永代供養をすると云うものである。約四百骨の収納ができる。

納骨堂があるお寺は珍しくないが、ユニークなのは、生前に連絡人を添えて登



側面から見た「永代供養廟」

事情により、ローン会社と提携したローン制度をも取り入れている。この志納金は、将来に行われる廟の改築にそなえて基金として寺に残されるという。

「生前予約制度」のメリットは、当人に對して生前に、多少なりとも教化を施す事ができる点にあると、石井師は強調する。確かに親戚などまわりへの気兼ねが無くなり、「私個人の寺」の意識が芽生えた人へは、効果的な教化をすることができらう。

さらに石井師は、この事業にはさまざまな考慮すべき事柄があると云う。まずは永代供養そのものの難しさ。永代につづけるためには、寺役員ならびに後継者の了解を取る事が必要であり、資金の継続性をいかに保つかと云う点も、考えなければならぬ。

次に考慮すべきは、仏教以外の他宗教信者からの希望があった場合、どう取り扱うかと云う事である。同寺では規則の上で、「十分に懇談の後、住職が認めた人」と規定して、対処している。

個人主義化が進む風潮の中で、自分の家の墓があっても入らない、あるいは入りたくないと言ふ人が、着実に増えている。石井師のアイデアはこうした世相に對して、仏教寺院側からの一つの回答ではある。

最後に、こうした事業を始めるには、ボランティアのつもりでやるべきであろうと石井師は云うが、宗教法人の公益性が問われる中で、まことに当を得たご指摘なのではなからうか。

独身者や子供のいない夫婦など、血縁者が少ない人にとっては、入るべき墓地が見つからない事に加え、死後、墓参りをしてくれる人がいるかどうかと云う事も、悩みの種である。

伴い墓地の不足が大きな社会問題になって来ている。

現在わが国は、人口の高齢化と大都市圏への集中化が、年々加速度を増し、止まる所を知らない。こうした都市化、さらには核家族化によって、特に東京を中心とする首都圏では深刻な土地不足が進行し、それに

祈りの集いに世界から集まった宗教者



日本宗教代表者への教皇の挨拶  
敬愛申し上げる日本の宗教代表者のみなさん。ようこそいらっしやいました。私に会うために、わざわざワルシヤワからローマにお越しくださったって、心から感謝いたします。

### 日本宗教代表者へ ローマ教皇の挨拶

みなさんの中には、八年前、私が日本を訪れた際お会いした方もおられます。また三年前、私の招きに応じてアッシジに來られた方もおられます。たとえば山田恵諦猥下とは、東京でもアッシジでもお目にかかりました。九十五歳の老躯にむちうって、今回もワルシヤワの平和の祈りに参加された

その情熱には頭が下がります。みなさんは、私の祖国ポーランドを訪問されました。そこで五十年前に勃発した第二次世界大戦を記念して、平和の祈りを捧げられました。その第二

次世界大戦は、広島と長崎の原爆で幕を閉じました。みなさんの平和の願いが強いのも、この恐ろしい体験によるものです。

「過去を振り返ることは、将来に対する責任を担うことだ」と私は広島で繰り返しました。戦争は人間の仕業です。戦争は人間の生命の破壊です。戦争は死です。広島と長崎は、とこしえにこの真理を証しています。

「己を忘れて、他を利用するは、慈悲の極み」を引用しました。キリスト教の誠も「心を尽して神を愛し、己の如く隣人を愛する」ことに尽きます。私たち宗教者は、お互いに尊敬し合い、愛し合い、絶えず世界平和のために祈る努力を、世に示したいものです。このためカトリック教会も、みなさんと手を結んで、前進する覚悟でおります。

## 世界平和祈りの集い

### ワルシヤワで 日本から60名参加

去る九月一日、ポーランドの首都ワルシヤワに世界中の宗教者が集まり、「世界平和祈りの集い」が開催された。この集会は、本年が第二次世界大戦勃発五十年にあたる事を記念し、さらには一九八六年に、イタリアのアッシジで行われた「祈りの集い」の精神を継承し、開催されたものである。

アッシジの集会は、ローマ法王ヨハネ・パウロ二世の呼びかけによるもので、世界宗教史上、例を見ない画期的な出来事だった。

今回の集いには、山田恵諦天台座主をはじめ六十名が参加。一行は、翌二日にアウシュビッツを訪問し、世界の諸宗教指導者たちと共に、祈りを捧げ献花をした。四日にイタリアへ移動、五日にはローマ法王に謁見。法王から日本語による、あたたかい挨拶を受けた。

日本からの主な参加者は次の通りである。(順不同)

- 山田恵諦 天台座主
- 江田廣典 天台宗宗務総長
- 叔南寛範 延暦寺執行

**寺院用具**

浅草通り五鳳会加盟店

**株式会社 決田商店**

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表(841) 4965

上月照宗 大本山永平寺監院・丹羽

新居祐政 高野山真言宗総務部長・

阿部野座主名代

宇賀哲也 高野山真言宗宗会議長

森 惠遠 日蓮宗副総長・岩間管長

名代

### 世界仏教音楽祭開催

去る九月十八日、東京五反田のゆうぽうと(簡易保険ホール)で、仏教伝道協会主催の「第三回世界仏教音楽祭」(釈尊を讃えて)が開催された。

音楽祭は、仏教伝道協会設立二十五周年を記念して、開催されたもので、讃歌、叙事合唱、聖典朗読や、スライドなどの映像によって、釈尊のご生涯を表現していた。

プログラムは、第一部求めて(託胎・降誕・出城)、第二部伝えて(牧女の供養・成道・初転法輪)、第三部ひかりは(涅槃・讃歎)で構成され、会場をうめた聴衆は、荘厳な調べに魅了されていた。

### 読者へのお願い

#### 本誌の配布方法

本誌「全仏」は現在、各加盟団体への団体購読の他、約二千五百人の方々へ個人購読をお願いしています。

本誌は、明年一月号から、コンピュータで配送先を管理することになり、配送先リストの全面的な見直しを進めております。

読者の方々の中で、現行の配布方法に  
対し、御意見、御希望がある方は、ぜひ  
この機会に事務局までお申し出下さい。

### 事務局録事

九月

- 一日 局内会議
- 四日 ルンビニー委員会
- 十一日 局内会議
- 十四日 税務委員会(京都)
- 十八日 同和委員会(京都)
- 二十日 千鳥ヶ淵追悼法要出席
- 二十日 日宗連理事會出席
- 二十六日 局内会議
- 二十八日 ルンビニー委員会
- 二十九日 同和委員会研究会

### 一九九〇年版

### 全仏手帳

申込み受付中

全日本仏教会では、左記要領にて、「全仏手帳」を発行します。部数に限りがございますので、御注文はお早め。

内容 三帰依文、四弘誓願、宗門聖日、加盟団体役員住所録

その他

サイズ 9×14 cm

定価 六〇〇円(送料実費)

申込先 東京都港区芝公園四一七一

四 全日本仏教会

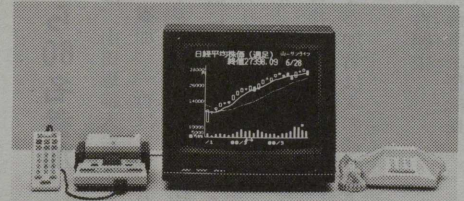
「全仏手帳係」宛

発行人 白川良純 発行所

ピピッと株式、ファミコンで。



ファミコンで、リアルタイムの株式投資。時価速報など、最新の株式情報がたちまちわかる。早朝、深夜でも株式の売買注文がピピッとできる。山一のサンラインF-III。わが家のファミコンが、こんなに役にたつとは。



### 山一のサンライン

### 山一證券

お申込みは最寄りの山一証券、本・支店または下記の電話へ  
「サンライン」専用お問合せ電話(通話料金無料)  
☎(局番なし) 0120-001234

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1  
☎(03)276-3181(代表)

詳しい資料をご希望の方は、右の資料請求券を裏面に貼って住所・氏名・電話番号・職業・年齢をご記入の上 〒103 東京・日本橋局区内 山一証券証券情報部宛ご請求ください。

資料請求券  
サンラインF-III  
全仏

財団法人 全日本仏教会  
〒105 東京都港区芝公園四一七一  
電話 〇三三四三九二七五